



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

【第十二回】 ウコンの効能の巻

今年も、忘年会シーズンがやってきました。忘年会では、お酒を飲む機会が増えますよね。あまりはしゃぎ過ぎて、楽しい忘年会の翌日、二日酔いで頭痛がしたり、体がだるかったりすることも……

最近、お酒を飲む前にウコンを飲むと良いという耳寄り情報がありました。早速、お酒を飲む前にウコンを飲んで、大好きなお酒をじゃんじゃん飲んでしまいました。



そしてその翌日、意外とすっきりと目が覚めて、元気に出勤することができました。これはウコンのお陰だったのでしょうか???

一般的にウコンは、健康に気を使っている人、美容・美肌に気を使っている人、お酒を良く飲まれる方に効果的と言われています。これは、ウコンを飲むと肝臓の働きが活発になるからだそうです。

臓器「肝臓」は、体に有害物質の解毒、アルコール分解、ビタミンの貯蔵など5百種類以上の化学処理を行っています。

しかし、肝臓を駆使し起こる二日酔いは、肝臓のアルコール分解能力を超えた結果の症状です。肝臓がアルコールを分解できず、毒物であるアセトアルデヒドが血液中に多くなって、二日酔いになったり、気分が悪くなるのです。また肝臓には腸で腐敗・発酵した有害物質を肝臓自らで分解して無毒化しています。しかし私たちが日頃の食生活などに注意しないと、肝臓の仕事はすぐに許容量を超えてしまいます。肝臓に負担をかけた場合は便秘、お肌のあれ、肥満、さらに美容効果を妨げる結果となるのです。

ウコンには、主にクルクミンという成分が含まれています。クルクミンは、カレー粉のスパイスに混合してあるターメリック(ウコン)に含まれる黄色の色素で、スパイスや、食品添加物(着色料)として利用されています。「抗酸化作用がある」「肝臓によい」「発がんを抑制する」などといわれているように、現在、クルクミンにはさまざまな健康維持機能が期待できるとして、多くの科学的な研究が行われ注目されています。

ウコンを飲むことは、見た目には肝臓が元気になったように見えるのですが、実際は疲れきって悲鳴を上げている肝臓を、無理やり働かせることが出来るようにしてしまう、カンフル剤というか、肝臓の覚せい剤のような働きもあるのです。

つまり、ウコンを飲む場合、肝臓が元気な人には、肝臓の働きを助ける良薬となりますが、気がつかないうちに肝臓が弱っている方には、さらに肝臓にダメージを与えてしまうことになるのです。

というわけで、ウコンは元気な肝臓の持ち主の方には、忘年会の強い見方になるようですから、気になった方は、試してみるのもいいかもしれません。ウコンは、ドリンクのタイプと粉末のタイプがありますし、薬局やコンビニで手軽に購入することができますよ。(青島 彩子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (人材投資促進税制)

当社は自動車部品の製造販売を営む資本金5千万円の11月決算法人です。団塊世代の退職を迎えるにあたり、若手従業員の技術向上のため今後積極的に教育訓練を行っていかうと考えています。

人材育成に積極的に取り組む企業については税務上の優遇措置があると聞きましたが、どのような内容ですか。また、優遇措置の対象となる教育訓練費の範囲について教えてください。

Answer

教育訓練費の額が増加した場合には、一定の税額控除を認める制度があります。制度の対象となる教育訓練費は、使用人(パート・アルバイトを含む。)に係る費用に限定されます。また、使用人に支給する研修に係る交通費・旅費は対象となりません。

解説



【制度の趣旨】

団塊世代の引退や人口減少社会の到来によるわが国の人材の質の低下が危惧される中、人材育成を積極的に行う企業を支援するためにできた制度です。

【制度の概要】

原則

青色申告法人が支出した教育訓練費の額が過去2年間に支出した教育訓練費の平均額を超える場合には、その超える部分の25%相当額の税額控除が認められます。

中小企業者の特例

青色申告法人のうち中小企業者(資本金1億円以下の一定法人)が支出した教育訓練費の額が過去2年間に支出した教育訓練費の平均額を超える場合には、に代えて各年度の教育訓練費の総額に対して一定の割合(最大20%)の税額控除が認められます。

ただし、又はの税額控除は、法人税額の10%を限度とします。

【適用要件】

この制度の適用を受けるためには、確定申告書に控除額の記載及び別表六(二十五)又は別表六(二十六)の添付が必要となります。なお、別表には次の事項を記載した書類を添付しなければなりません。

教育訓練等の実施年月日(実施期間)、内容及び参加した使用人の氏名
その費用を支出した年月日、内容、金額及び相手先の名称並びに住所
その他参考となるべき事項

【対象となる教育訓練費の範囲】

人材投資促進税制における教育訓練費は、使用人(パート・アルバイトを含む。)に係る費用に限られます。よって、役員、役員の親族等及び使用人兼務役員に係る費用は対象となりません。また、従業員に支給する研修に係る交通費・旅費は対象となりません。

なお、ほかの留意点として、次の事項があります。

その役員又は使用人に対して支払われる講師料などは、対象となりません。

教育訓練に充てるために他の者から支払いを受けた金額がある場合には、その金額が対象となりません。

根拠条文等

租税特別措置法第42条の12(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)

租税特別措置法施行令第27条の12(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)

租税特別措置法施行規則第20条の5の3(同制度の対象費用等)